

資格試験実施機関の長 殿

厚生労働省参事官（若年者・キャリア形成支援担当）

教育訓練給付制度の周知について（依頼）

日頃から厚生労働行政の円滑な運営に御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、労働者（離職後1年以内の者を含む。以下同じ。）の雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣の指定する教育訓練（以下「指定講座」という。）を労働者が受講し、修了した場合、その経費の一部を雇用保険から支給する教育訓練給付制度を実施しています。

多くの労働者の方々が同制度を活用できるよう、幅広い分野で指定講座の充実を図る必要があり、そのためには、より多くの教育訓練実施者の方々に同制度を御理解いただくとともに、講座指定の申請を行っていただくことが重要であると考えております。

このため、貴団体で実施している資格試験に関し、当該資格の取得を目指す講座を開設している教育訓練実施機関に対して、下記1及び2を情報提供いただき、講座指定申請勧奨に御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 講座指定に係る令和7年度中の申請スケジュール

次回の申請期間に向けて、講座指定申請の勧奨をお願いいたします。

- ・令和7年10月指定に係る申請期間：令和7年4月上旬～5月上旬

※詳細は厚生労働省ホームページに掲載予定

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku_00001.html)

2 教育訓練実施機関向けリーフレット（別紙）及び動画

教育訓練実施機関に対する講座指定申請勧奨等に御活用ください。

- ・教育訓練実施機関向けリーフレット（令和7年4月申請版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001201615.pdf>

- ・【教育訓練機関のみなさまへ】教育訓練給付制度のご案内（動画）

<https://www.youtube.com/watch?v=AHRnPGBwCnc>

- ・【教育訓練機関のみなさまへ】教育訓練給付制度 講座指定申請手続のご案内（動画）

<https://www.youtube.com/watch?v=QVE6weLhpjw>

※ 御不明な点等がございましたら、以下の連絡先まで、随時、お問い合わせください。

（連絡先）

厚生労働省人材開発統括官付

若年者・キャリア形成支援担当参事官室中長期的キャリア形成支援係

電話：03-5253-1111（内線5398, 5390） e-mail:kyouikukunren@mhlw.go.jp